

伊予市地域おこし協力隊設置要綱

令和 6 年 7 月 17 日

伊予市告示第 175 号

（設置）

第 1 条 人口減少及び高齢化が進む本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着や地域活性化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務次官通知）に基づき、伊予市地域おこし協力隊を設置する。

（隊員の活動）

第 2 条 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）が従事する活動は、市民と連携・協力して取り組む地域の課題解決に資する事業のうち、地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するもの（以下「地域協力活動」という。）とする。

（隊員の種類）

第 3 条 隊員の種類は、任用型地域おこし協力隊員（以下「任用型隊員」という。）及び委任型地域おこし協力隊員（以下「委任型隊員」という。）とする。

（隊員の資格）

第 4 条 隊員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が任用し、又は委任する。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 任用又は委任に伴い、3 大都市圏をはじめとする都市地域等から市内に転入をする者（市外において、地域おこし協力隊員として同一地域における活動を 2 年以上行い、退任後 1 年以内の者が、市内に転入をする場合を含む。）
- (3) 市内に 1 年以上の滞在を予定している者
- (4) 地域おこし協力隊に理解と熱意を有する者

（隊員の遵守事項）

第 5 条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民に対し、誠実かつ公正に活動を行うこと。

- (2) 活動に当たっては、法令等の定めに従うこと。
- (3) 隊員の職に対する信用を傷つけるような行為を行わないこと。
- (4) 活動上知り得た秘密を漏らさないこと（退任後も同様とする。）。
- (5) 心身の不調その他活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に申し出ること。

（任用型隊員の任用）

第 6 条 任用型隊員は、伊予市会計年度任用職員の任用に関する規則（令和 2 年伊予市規則第 2 号。以下「任用規則」という。）の規定に基づき、応募があった者の中から選考し、市長が任用する。

（任用型隊員の任用期間）

第 7 条 任用型隊員の任用期間は、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。

- 2 任用規則第 5 条の規定に基づき、再度の任用をする場合の任用期間は、通算して 3 年を超えることができない。

（任用型隊員の身分）

第 8 条 任用型隊員の身分は、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とする。

（任用型隊員の報酬等）

第 9 条 任用型の隊員の報酬、手当及び費用弁償は、伊予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊予市条例第 11 号）の定めるところによる。この場合において、任用型隊員の基本報酬の額は、同条例第 5 条第 4 号に基づき、次の各号の区分に応じ、当該各号の規定により算定した額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 月額で報酬を定める隊員の基本報酬の額（以下「基本報酬月額」という。）は、伊予市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年伊予市規則第 3 号）第 3 条第 2 項の規定により算定された経験年数に応じ、次表に掲げるとおりとする。

経験年数	基本報酬月額
1 年未満	203,000 円
1 年以上	205,000 円

- (2) 日額で報酬を定める隊員の基本報酬の額は、前号の表の経験年数に応じた基本報酬月額を 21 で除した額とする。

- (3) 時間額で報酬を定める隊員の基本報酬の額は、第1号の表の経験年数に
応じた基本報酬月額を当該隊員の1日当たりの勤務時間に21を乗じ
て得た数で除して得た額とする。

(任用型隊員の勤務条件等)

第10条 任用型隊員の勤務時間及び休暇は、伊予市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊予市規則第4号。以下「勤務時間等規則」という。）の定めるところによる。この場合において、勤務時間等規則第2条に規定する勤務時間は、1週間当たり35時間以内とする。

- 2 任命権者は、任用型隊員について、勤務時間等規則第4条第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定めるときは、隊員の申告を考慮することができる。この場合において、隊員は、当該割振りを定める月の前月末日までに任命権者に申告するものとする。

(任用型隊員の活動に関する経費)

第11条 市長は、任用型隊員が地域協力活動を円滑に行えるよう、予算の範囲内で必要な経費及び物品等を支出又は貸与することができる。

(委任型隊員の委任)

第12条 委任型隊員は、地域の課題解決に資する事業を行う法人として市長が認める法人（以下「受入法人」という。）が、委任型隊員の業務を行うものとして雇用した者に、市長が委任する。

(委任型隊員の委任期間)

第13条 委任型隊員の委任期間は、委任の日から当該委任の日の属する年度の末日までとする。

- 2 市長は、委任期間が終了した委任型隊員を再度委任することができる。この場合において、その委任期間は、通算して3年を超えることができない。

(委託契約)

第14条 市長は、受入法人と委任型隊員に関する業務委託契約を締結する。この場合において、市長と委任型隊員との間に任用関係は存在しないものとする。

(委任型隊員の活動に関する経費)

第15条 市長は、受入法人に対し、委任型隊員が従事する地域協力活動及び受入法人が当該隊員の活動を支援する業務の対価として、予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

(解任)

第 16 条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 隊員から、退任したい旨の申出があったとき。
- (2) 法令若しくは活動上の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) その他市長が不適格と認めたとき。

(市の責務)

第 17 条 市長は、第 1 条の目的のため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 地域協力活動に関する総合調整
- (2) 隊員と地域住民との連携・協力の促進
- (3) 隊員の定住に向けた支援
- (4) 前各号に定めるもののほか、地域協力活動に関し必要な事項

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、隊員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 7 月 17 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の伊予市地域おこし協力隊設置要綱（以下この項において「旧要綱」という。）第 3 条の規定により任用されている伊予市地域おこし協力隊は、この告示による改正後の伊予市地域おこし協力隊設置要綱第 6 条の規定により任用された任用型地域おこし協力隊員とみなす。この場合において、当該隊員の任期は、旧要綱の規定による任期の残任期間とする。

附 則（令和 6 年 12 月 18 日告示第 239 号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和 6 年 12 月 18 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の伊予市地域おこし協力隊設置要綱（以下「改正後の要綱」という。）第 9 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の要綱の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の伊予市地域おこし協力隊設置要綱の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の要綱の規定による報酬の内払とみなす。

附 則 (令和 7 年 3 月 5 日告示第 21 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。